

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年1月1日から24年3月16日まで
② 昭和32年9月1日から40年6月1日まで

国（厚生労働省）の記録によると、A社で勤務していた昭和23年1月1日から24年3月16日までの期間及びB社で勤務していた32年9月1日から40年6月1日までの期間について脱退手当金が支給されたとされているが、脱退手当金を受給した記憶は無い。

当該期間を厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人が申立期間①及び②の間に勤務したC社における13か月の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人は、A社の厚生年金保険被保険者資格を喪失した半月後の昭和24年4月1日にC社において同資格を取得しており、脱退手当金の請求の際、C社に係る被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が未支給とされているC社における申立人に払い出された厚生年金保険被保険者記号番号が、「重複整理済」とされた記載が確認できることから判断すると、申立人に脱退手当金が支給されたとされる昭和40年9月13日の時点において、C社に係る被保険者期間は申立期間と同じ番号で管理されていたと考えられ、脱退手当金の計算の基礎とされていないのは不自然である上、脱退手当金の支給額は、法定支給額と一致しない。

さらに、オンライン記録によると、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページの前後2ページに記載されている申立人以外の女性15人のうち、申立人の同事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和40年6月1日）の前後2年以内に同資格を喪失し、喪失時に脱退手当金の受給要件（被保険者期間24か月以上）を満たしている者3人全員に脱退手当金の支給記録は無いことから、申立人の脱退手当金について、事業主による代理請求が行われたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

佐賀厚生年金 事案 1144

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月 20 日から 37 年 8 月 14 日まで
(A社)
② 昭和 38 年 11 月 20 日から 43 年 8 月 14 日まで
(B社)

国（厚生労働省）の記録によると、昭和 36 年 3 月 20 日から 37 年 8 月 14 日までの期間におけるA社及び 38 年 11 月 20 日から 43 年 8 月 14 日までの期間におけるB社に勤務していた期間について脱退手当金が支給されたとされているが、脱退手当金を受給した記憶は無く、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間を計算の基礎とするものであるところ、昭和 38 年 2 月 26 日から同年 11 月 9 日までのA社における被保険者期間は、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人は、申立期間①のA社を退職後、別事業所に転職し、再びA社に入社したことを記憶しており、脱退手当金の請求を行う際に、未請求となっている同年 2 月 26 日から同年 11 月 9 日までのA社における被保険者期間を失念することは考え難い。

また、昭和 38 年 2 月 26 日から同年 11 月 9 日までのA社における厚生年金保険被保険者期間の厚生年金保険被保険者記号番号と申立期間における同記号番号は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

さらに、申立人は、脱退手当金が支給決定されたこととされている日の約

4か月後に別の事業所に再就職し、厚生年金保険の被保険者となっていることから、申立人がその当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 12 月 22 日から 42 年 12 月 1 日まで
(A社)
② 昭和 43 年 2 月から 47 年 9 月 1 日まで
(B社)

昭和 40 年 10 月に A 社 (現在は、C 社及び D 社) に入社し、42 年 11 月に退職したが、申立期間①について、厚生年金保険の被保険者記録が無い。また、43 年 2 月に B 社 (現在は、E 社) に入社し、平成 15 年 4 月まで勤務していたのに、申立期間②について、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間において、それぞれの事業所に勤務していたことは確かであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の厚生年金保険記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当時の A 社における社会保険事務担当者及び同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人は、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、上記の社会保険事務担当者は、申立人が、A 社の繁忙時期に臨時で勤務していた記憶があると供述し、上記の同僚は、申立人とは同じ職種で、臨時に勤務していたとしているところ、当該同僚の同社における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、申立期間①及びその前後の期間において、A 社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者は、当該被保険者記録と雇用保険の被保険者記録が符合していることが確認できることから、当時、同社では、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格を同時に取得させていた可能性がう

かがえるところ、事業所名は不明であるものの申立人の同社における厚生年金保険の被保険者記録に符合する申立人に係る雇用保険の記録が確認できる。

さらに、A社の後継事業所であるC社及びD社は、申立期間①当時の人事記録や賃金台帳等の資料は無く、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無については不明と回答している上、申立人は、申立期間①において、給与から厚生年金保険料を控除されていたことを示す給与明細書等の資料を所持していない。

申立期間②について、昭和43年5月27日にE社において雇用保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人は、同日以降において同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、E社が保管する申立人に係る履歴書において、申立人は昭和47年9月1日に同社に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが記載されている上、当該記録は、同社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録とも一致している。

また、E社は、申立期間②当時における厚生年金保険の手続については不明であると回答しているものの、オンライン記録においてB社における厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、申立人と同一の職種に従事していたとする複数の者は、「厚生年金保険に加入させてもらうようにB社に求めたがなかなか認めてもらえなかった。」、「私たちのような職種の者は、日給月給制で給与の支払いを受けており、厚生年金保険に入れてくれるような感じではなかった。」と供述しているところ、当該複数の同僚は、雇用保険の被保険者資格取得日から12年から19年を経過した後に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

さらに、E社は、申立期間②当時の人事記録（履歴書を除く。）及び賃金台帳等の資料は無いと回答している上、申立人は、申立期間②において、給与から保険料を控除されていたことを示す給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年から 48 年 12 月 1 日まで
昭和 43 年から 48 年 12 月 1 日までの期間、途中で一度入退社した時期を除くと、A事業所に継続して勤務していたが、同事業所に勤務した期間について厚生年金保険の記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の事業主の妻及び申立人が記憶する同僚二人の供述から、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間において、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名の記載は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い上、申立人の同事業所における雇用保険の記録も確認できない。

また、上記の事業主の妻は、申立期間当時の賃金台帳等の厚生年金保険料控除を確認できる資料は無いものの、ほかの社会保険関係の資料及び労働者名簿に申立人の名前が確認できないことから、申立人は短期の雇用であり、そのため、厚生年金保険に加入させていなかったと考えられるとし、厚生年金保険に加入させていない従業員の給与から厚生年金保険料を控除することは無い旨を回答している。

さらに、申立人は、申立期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 1147

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月 1 日から 36 年 4 月 26 日まで
昭和 32 年 5 月 1 日から 36 年 4 月 26 日までの期間、A社で勤務した。結婚のために退職したが、脱退手当金について会社から何も説明を受けていない。

脱退手当金を昭和 36 年 9 月 8 日に受給したことになっているが、脱退手当金をもらった記憶は無いので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の事業所において脱退手当金についての説明は無く、当時、脱退手当金を受給した同僚もおらず、脱退手当金制度も社会保険事務所の場所も知らない上、脱退手当金が支給されたとする時期は、夫の転勤により転居しており、脱退手当金を受け取るために金融機関へ出向いたことも無いとして、申立期間の脱退手当金は受給したはずは無いと強く主張している。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成 19 年 7 月 10 日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととされており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが、申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過して、これらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退

手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情がないかなど、いわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和36年9月8日に支給されている上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の備考欄には脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示がある。また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはないことなどから、脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 7 月 1 日から 43 年 8 月 1 日まで
国（厚生労働省）の記録によると、A社で勤務していた昭和 41 年 7 月 1 日から 43 年 8 月 1 日までの期間について脱退手当金が支給されたとされているが、脱退手当金を受給した記憶は無く、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和 44 年 3 月 7 日に支給されている上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の欄には脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示があるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前に勤務していたB社に係る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、オンライン記録によると、申立期間及び未請求とされているB社に係る被保険者期間の厚生年金保険被保険者記号番号は別番号で管理されていることが確認でき、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 1 月 20 日から 36 年 7 月 3 日まで
国（厚生労働省）の記録によると、A社において厚生年金保険に加入していた昭和 34 年 1 月 20 日から 36 年 7 月 3 日までの期間について、脱退手当金が支給された記録となっているが、脱退手当金を受給した記憶は無い。当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の支給額は法定支給額と一致している上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の記録が記載されている欄に脱退手当金の支給を示す「脱」の表示があるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前に勤務していたB社に係る被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、オンライン記録によると、申立期間及び未請求とされているB社に係る被保険者期間の厚生年金保険被保険者記号番号は別番号で管理されていることが確認でき、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 1150

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 12 月 8 日から 40 年 5 月 1 日まで
国（厚生労働省）の記録によると、A社で勤務していた昭和 34 年 12 月 8 日から 40 年 5 月 1 日までの期間について、脱退手当金が支給された記録となっているが、脱退手当金を受給した記憶は無い。当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の支給額は法定支給額と一致している上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月半後の昭和 40 年 8 月 13 日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前に勤務していたB事業所に係る被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、オンライン記録によると、申立期間及び未請求とされているB事業所に係る被保険者期間の厚生年金保険被保険者記号番号は別番号で管理されていることが確認でき、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。